

郵便による輸入禁止品等の検疫状況(上位10か国)

郵便物として持ち込まれる畜産物のうち、輸入が認められなかったもの(禁止品等)について、上位10か国の件数・数量は下表のとおり。

●令和2年

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	中華人民共和国	24,796	80.8%	34,417	71.8%
2	アメリカ合衆国	1,738	5.7%	722	1.5%
3	ベトナム	1,634	5.3%	10,168	21.2%
4	フランス	301	1.0%	176	0.4%
5	タイ	288	0.9%	308	0.6%
6	大韓民国	203	0.7%	435	0.9%
7	モンゴル	170	0.6%	141	0.3%
8	ミャンマー	155	0.5%	104	0.2%
9	ドイツ	151	0.5%	62	0.1%
10	台湾	141	0.5%	241	0.5%
	総件数	30,685	—	47,918	—

●令和3年

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	中華人民共和国	42,936	84.4%	65,173	76.0%
2	ベトナム	3,391	6.7%	16,498	19.3%
3	アメリカ合衆国	1,226	2.4%	540	0.6%
4	タイ	542	1.1%	679	0.8%
5	モンゴル	498	1.0%	390	0.5%
6	インドネシア	326	0.6%	706	0.8%
7	フランス	282	0.6%	157	0.2%
8	台湾	223	0.4%	216	0.3%
9	大韓民国	204	0.4%	251	0.3%
10	ドイツ	171	0.3%	82	0.1%
	総件数	50,898	—	85,703	—

●令和4年

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	中華人民共和国	42,117	79.3%	46,940	54.2%
2	ベトナム	5,818	11.0%	34,535	39.9%
3	アメリカ合衆国	1,095	2.1%	496	0.6%
4	モンゴル	952	1.8%	662	0.8%
5	タイ	891	1.7%	1,659	1.9%
6	大韓民国	288	0.5%	387	0.4%
7	インドネシア	251	0.5%	373	0.4%
8	台湾	215	0.4%	251	0.3%
9	フランス	207	0.4%	144	0.2%
10	ドイツ	177	0.3%	139	0.2%
	総件数	53,116	—	86,589	—

●令和5年

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	中華人民共和国	34,096	71.6%	40,689	55.7%
2	ベトナム	7,792	16.4%	26,224	35.9%
3	モンゴル	1,116	2.3%	832	1.1%
4	アメリカ合衆国	983	2.1%	380	0.5%
5	タイ	964	2.0%	1,238	1.7%
6	インドネシア	499	1.0%	766	1.0%
7	ミャンマー	430	0.9%	552	0.8%
8	大韓民国	234	0.5%	393	0.5%
9	フランス	187	0.4%	107	0.1%
10	キルギス	146	0.3%	650	0.9%
	総件数	47,650	—	73,094	—

●令和6年(速報値)

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	中華人民共和国	35,119	76.1%	45,078	73.1%
2	ベトナム	5,646	12.2%	10,710	17.4%
3	モンゴル	943	2.0%	725	1.2%
4	タイ	853	1.8%	975	1.6%
5	アメリカ合衆国	793	1.7%	346	0.6%
6	インドネシア	762	1.7%	1,207	2.0%
7	ミャンマー	426	0.9%	365	0.6%
8	大韓民国	396	0.9%	655	1.1%
9	フランス	153	0.3%	86	0.1%
10	カンボジア	150	0.3%	355	0.6%
	総件数	46,177	—	61,638	—

注1: 家畜伝染病予防法に基づく輸入禁止品に該当する畜産物又は同法第37条に基づく輸出国政府発行の検査証明書の添付がなかった畜産物等の件数及び数量。

注2: 数量については小数点以下を四捨五入した。

注3: ハワイ諸島及びグアム島はアメリカ合衆国に含まれるが、統計表上は分けて計上した。

農林水産省動物検疫所企画管理部調査課調べ